

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 希望の郷

当施設は介護保険の指定を受けております
【愛知県指定 第2371100872号】

当施設は、契約者に対して、指定介護福祉サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを以下のとおり説明します。

当施設への入居は、原則として要介護認定の結果{要介護3以上}と認定された方が対象となります。尚、要介護1・2の方で特例入所の要件に基づき判断された方も対象となります。

1 , 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人貴徳会		
法人の所在地	(〒490-1145) 愛知県海部郡大治町大字中島字中田103		
電話番号	052-445-7300	FAX番号	052-414-7565
代表者氏名	理事長 青本 道春		
設立年月日	平成16年2月6日		

2 , 利用施設

施設事業別	指定介護老人福祉施設(事業所番号 2371100872)		
指定年月日	平成17年4月1日		
施設の名称	特別養護老人ホーム 希望の郷		
施設の住所	(〒455-0863) 名古屋市港区新茶屋二丁目1501		
施設長名	柳田 康宏	FAX番号	052-304-1255
電話番号	052-304-1001	FAX番号	052-304-1255

3 , 施設の概要

敷地	本館: 2,837 m ²		
建物	構造	鉄筋コンクリート 地上4階建て	
	延べ面積	5,670.79 m ²	
定員	100名+(短期17名)		

(主な設備)

設備の種類	数	面積
居室	100室	13.2 m ² 以上(1室あたり)
共同生活室	10ヶ所	1083.81 m ²
一般・機械浴室	7ヶ所	232.78 m ²
医務室・看護室	1室	46.56 m ²
共用トイレ	31ヶ所	155.73 m ²
娯楽室	4室	19.43 m ²
その他	地域交流スペース・喫茶コーナー・理美容室・厨房・自動販売機・エレベーター2基	

4 , ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		定員
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	平成17年4月1日	2371100872	100人
居宅	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成17年4月1日 平成18年4月1日	2371100880	17

5 , 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は当該特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条に規定する特別養護老人ホーム）に入居する要介護者3以上の方に対し、施設サービス計画に基づき入居者の能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理等の援助を目的とします。
施設運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者の個々の生き方や人間性を尊重し、家庭的な雰囲気であたたかみのある施設の運営に努めます。 2. 入居者の方に健全で安らかな生活を送れるよう、真心を込めた丁寧なサービスの提供に努めます。 3. 入居者だけでなく、ご家族にも、健康の維持、心のゆとりを持って頂けるよう、職員一体となってよりよい環境づくりに努めます。 4. 地域や関連機関ともよく連携をとり、地域福祉の向上に努めます。

6 , 職員の配置状況

職種	員数	区分				保有資格・その他	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			社会福祉施設の長の資格	
生活相談員	2	1	1			社会福祉主事・介護福祉士	
介護職員	43	38		5		介護福祉士・初任者研修	
看護職員	6	1	1	3		看護師・准看護師	
機能訓練指導員	1		1			看護師	
介護支援専門員	2	2				介護支援専門員	
医師	2			2		内科医・歯科医	
管理栄養士	1	1				管理栄養士	
事務員	3	2		1			
その他	7			7		宿直・リネン	

7 , 職員の勤務体制

職種	勤務時間帯
施設長・生活相談員・機能訓練指導員 介護支援専門員・管理栄養士・事務員	8：30～17：30
看護職員	8：30～17：30 ＊夜間については、交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

8 , 介護職員の勤務体制

早番	7：00～16：00
日勤1	8：30～17：30
日勤2	9：45～18：45
遅番	12：00～21：00
夜勤	16：00～翌10：00

9. 施設のサービス内容

(1) 利用料については別紙「利用料金表」を参照ください。

(2) 介護保険給付サービス

種類	内容
介護	介護サービスの提供に当たっては、入居者的人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービス目標等を念頭において行うことを基本とし、自立している機能の低下が生じないようするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術を持ってサービス提供、又は支援を行います。 通常の1日の流れに沿って、離床、着替え、整容など入居者の心身の状況に応じた日常生活上の援助を適切に行います。
栄養管理	入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を適切に行います。
食事	栄養並びに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。また、可能な限り離床して共同生活室で食事を摂ることを支援します。 食事時間の目安 朝食 7：15 昼食 12：00 おやつ 15：00 夕食 18：00
排せつ	入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施します。入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排せつ状況をふまえた適切なタイミングでおむつ交換を実施します。
入浴・清しき	1週間に2回以上、入居者の心身の状況や自立支援を踏まえて適切な方法により実施します。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することが可能です。 入浴の際は事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は清しきを実施するなどして入居者の清潔保持に努めます。
相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者・ご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	入居者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、教養娯楽設備を備えるとともに、リハビリに繋がるレクリエーションを行います。 お祭りやクリスマスなどの年中行事や誕生会、お花見・紅葉狩りといった外出イベントなど、多種多様なプログラムが企画されます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。
健康管理	入居者の健康の状況に注意し、健康管理に努めます。医師及び看護職員により、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。また、各職種が連携して感染症や食中毒の予防に努めます。 入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。※入院時、職員の付添は、入院が決まり次第病室に入室するまでとなります。ご家族の到着前に施設へ戻る場合がありますので、ご理解ください。

その他の自立への支援	日常生活における家事を、心身の状況に応じて各人の役割を持って行うよう支援致します。
------------	---

(3) 介護サービス加算

制度、職員の体制、施設で対応するサービス等に応じて加算される費用です。当施設では必要に応じて下記の加算が生じる場合があります。

項目	概要	1割負担の場合の自己負担額目安
初期加算	入居日から30日以内の期間について算定となります。30日を超える病院等への入院後に当施設に戻られた場合も算定となります。	30円/日
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上行い、当該入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行います。	110円/月
看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置しています。	4円/日
夜勤職員配置加算	夜間の介護職員配置を強化し、利用者の安全とケアの質を高める取り組みを行います。	18円/日
処遇改善加算	介護業務に従事する職員の賃金改善や職場環境整備のための介護報酬制度。	介護サービス費用に厚生労働省が定める所定の割合を乗じた金額の加算となります。
サービス提供体制強化加算	介護及び看護職員の総数のうち75%以上が常勤職員の場合に算定となります。	6円/日
科学的介護推進体制加算	入居者様ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、その情報を活用しています。	40単位/月
個別機能訓練加算	入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練（歩行練習/筋肉、関節拘縮予防マッサージなど）の計画策定・実施・定期的な見直しを行います。	20円/月
褥瘡マネジメント加算(I)※	褥瘡(床ずれ)の発生を防止するための計画を策定し、計画に基づいた褥瘡管理と日常のケアを実施します。計画策定は看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員その他の職種が共同して行います。	3円/月
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算(I)に加え、下	13円/月

算(II)※	記いざれかに該当する場合に算定となります。 ① 入居時の褥瘡が治癒したこと ② 褥瘡発生のリスクがある入居者様に褥瘡の発生がないこと	
排せつ支援加算	排せつに介護を要する入居者様ごとに、その要因の分析および支援計画を作成し、継続して支援を実施します。	10円/月
看取り介護加算	医師により回復の見込みがないと診断された入居者様に、ご家族の同意のもと、看護師や介護職員などの多職種が連携をとって施設で看取り介護を行います。	死亡日45日前～31日前：72円/日 死亡日30日前～4日前：144円/日 死亡日前々日、前日：680円/日 死亡日：1,280円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されています。	20円/回
生産性向上推進体制加算	介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し入居者の安全、介護サービスの質の向上に取り組みます。	100円/月
特別通院送迎加算	透析をする入居者の送迎を1月に12回以上行った場合に算定となります。	594円/月
退所時情報提供加算	医療機関等へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行います。	250円/回
退所時栄養情報連携加算	医療機関等へ退所した際、栄養管理に関する情報連携を切れ目なく行います。	70円/回
認知症チームケア推進加算	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等のための認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返りや計画の見直しを行います。	150円/月

(4) 介護保険給付サービスの利用料

種類	利用料
法定代理受領	介護報酬として告示された施設介護サービス費の1割か2割か3割 負担割合は「介護保険負担割合証」に記載の負担割合となります。
法定代理受領以外	介護報酬として告示された施設介護サービス費の10割

* オムツ代金は介護保険給付の対象となりますので、費用はかかりません。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

(5) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
居住費	<p>○居住費の変更 下記の場合居住費の変更を行う。</p> <p>水道光熱費について年間の実績額と見込み額が 1 割以上違う場合</p> <p>建設時に想定しなかった事情により新たな費用が発生した場合</p> <p>○外泊時の利用料</p> <p>入院または外出された場合は、その翌日から 1 月に 6 日間を限度として 246 単位/日が加算されます。なおこの加算を行う際は、通常時の介護保険分の料金はご請求いたしません。</p> <p>入院、外泊時においても、居住費は発生いたします。</p>	1 日につき 2, 105 円
食事費		1 日につき 1, 445 円

居住費及び食費の利用料は本人の所得や世帯の課税状況等によって「利用者負担段階」が設けられており、上記は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている利用者負担段階が第 4 段階の場合の金額です。負担限度額認定を受けている場合は「介護保険負担限度額認定証」に記載の負担額となります。

(6) 日常生活上必要となる諸費用、その他料金

種類	内容	料金
電気機器持込代	テレビ等の電気を使用する機器の持ち込みがある場合	1, 000 円/月
理髪・美容	希望者には、理美容師による出張サービスがありますのでご利用いただけます。 散髪（カット）、顔そり、毛染め等	カットのみの場合 1, 700 円～
事務管理費	買い物代行、受診時における診療費立替、社会生活上の便宜を図るための諸手続き代行等のための管理費用	1, 000 円/月
買物代行（移動販売）	購入依頼のあった品物	実費
特別な食事	通常提供される食事以外の物を希望される場合	実費
その他	喫茶代、クラブ活動、レクリエーション費用、行事材料費等	実費

(7) 入居契約書 22 条に定める所定の料金

契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、1 日あたり介護保険給付サービスの 10 割負担分 + 居住費となります。

(8) 利用料金の支払い方法（契約書第 6 条参照）

サービス利用料金は 1 カ月毎にまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	当月 1 日から末日までの合計額を、翌月 28 日にご指定の口座より、自動引き落としによるお支払いとなります。

なお、月の半ばからのご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合は、契約者または身

元保証人が施設に現金持参または大垣共立銀行 東中島支店へ口座振込による支払いを行うものとします。

10 , 苦情等の申立先

施設利用 相談窓口	苦情受付担当者 生活相談員 堀江良樹 苦情解決責任者 施設長 柳田康宏 ご利用時間 9 : 00 ~ 17 : 00 ご利用方法 電話・面接・ご意見箱 電話 052-304-1001 ご意見箱 当施設 1階に設置 匿名を希望される方は、事務所受付の「ご意見箱」に投入いただくか、上記担当者あて封書等でお寄せください。
第三者委員	第三者委員 法人評議員 北村和仁 住所 名古屋市名東区藤森一丁目 201 番地 電話 052-446-6464
行政機関その他 苦情受付機関	名古屋市介護保険課 所在地 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 DP スクエア 東桜 8 階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室」 電話 052-972-2592 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 15 国民健康保険団体連合会 所在地 名古屋市東区泉一丁目 6-5 電話 052-971-4165 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00

11 , 嘴託医

(嘱託医)

医療機関の名称	在宅医療ロータス
院長名	渡辺 充
所在地	丹羽郡大口町中小口二丁目 238 番地
電話番号	0587-95-5111
診療科	内科

12 , 協力医療機関

医療機関の名称	一般社団法人 日本海員掖済会 名古屋掖済会病院
院長名	北川 喜己
所在地	名古屋市中川区松年町 4-66
電話番号	052-652-7711
診療科	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・神経内科・血液内科・緩和ケア内科・糖尿病内分泌内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・肛門外科・心臓血管外科・脳神経外科・乳腺外科・整形外科・形成外科・精神科・リウマチ科・小児科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・病診連携科・救急科・麻酔科・歯科・歯科口腔外科

入院設備	有	救急指定	有
------	---	------	---

(歯科)

医療機関の名称	医療法人白馬会 ルピナス歯科栄
院長名	玉田 洋平
所在地	名古屋市中区栄 3-27-11 LOCO 栄 8 階
電話番号	052-228-0096

(機能訓練 / 鍼灸・マッサージ)

医療機関の名称	株式会社 NBA
院長名	猪原大輝
所在地	名古屋市東区東桜 1-10-29 パークサイドビル栄 4A
電話番号	090-7313-6130

1 3 , 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事項がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、入居者の心身の状態が自立又は要支援と判断された場合
- ③ 入居者が連續して 3 ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ④ 入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑥ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑦ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は下記(1)をご参照下さい。）
- ⑨ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は下記(2)をご参照下さい。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期限であっても、契約者からの当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所の希望する日の 7 日前までに解約申し出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス提供者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス提供者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退所していただきます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行いその結果本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、以後1ヶ月の催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し難い事情を発生させた場合
- ④ 契約者が連續して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 認知症状や精神疾患に伴った症状で他の入居者や従業員に暴力をふるう、または夜間の奇声、器物破損などの迷惑行為が通常の介護方法では収まらず、施設側が対応困難と判断した場合

【禁止行為】

入居者やその家族（以下お客様という）からの暴力・暴言、悪質なクレームなどの迷惑行為（以下ハラスメントという）。ハラスメントの結果が重大であって、お客様との合理的及び理性的な話し合いの結果再発の可能性がある場合、30日間の契約解除予告期間を持ち、契約解除となります。ハラスメントについて下記を想定しておりますが、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

(ア)身体的暴力（ものを投げる、叩く、蹴る、つねる、唾を吐く等身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(イ)精神的暴力（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為）

(ウ)セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、胸やお尻・陰部を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、その他職員が嫌がる性的な行為をする等）

(エ)その他の行為

- ・職員個人に対する誹謗中傷（インターネット、SNS上でのものを含む）
- ・職員個人に対する威迫、脅迫
- ・職員個人の人格を否定する発言
- ・職員個人を侮辱する発言

ハラスメントの性質が反社会的勢力による不当又は不法な圧力である場合は、断固たる対応を行うものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携を図り対応します。

（3）円滑な退所の為の援助

契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な援助を行います。

入院治療が必要な場合や事業者が入居者への便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院や後任事業者を紹介する等の援助を行います。

1.4. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム希望の郷消防防災計画」にのっとり対応を行います。
--------	---

近隣との協力関係	本体施設の津波避難ビル協定と連動し非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム希望の郷消防防災計画」のつとり年3回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称 スプリンクラー ^有 非常階段 ^有 自動火災報知器 ^有 誘導灯 ^有 ガス漏れ報知器 ^有	設置 有 有 有 有 有	設備名称 防火扉・シャッター ^有 屋内消火栓 ^有 非常通報装置 ^有 漏電火災報知器 ^有 非常用電源 ^有	設置 有 有 有 有 有
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：実施日随時 防火管理者：溝口 雄作			

15. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に前日までの電話予約をお願い致します。（入浴やその他ケアの時間調整が必要となる場合があるため） 予約受付時間は下記となります。※看取り期の利用者様は、面会受付時間の制限はありません AM：10：00～11：30 PM：13：30～16：00 面会は1組あたり4名様まで、30分以内にてお願い致します。 面会証（ネックストラップ）をお渡ししますので、着用をお願い致します。
外出・外泊	食事中止や内服薬の準備がありますので、希望日の1週間前までに所定の届出用紙を事務所窓口にご提出ください。入居者の心身の状況・地域や施設内での感染症の発生状況等によってはご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。
嘱託医からの指示のない医療機関への受診	嘱託医からの指示のない医療機関への通院は、原則的にご家族対応となります。また、嘱託医からの指示のない医療機関への送迎を当施設にご依頼いただく場合、交通費として片道1,000円（施設から10km未満の場合）を申し受けます。施設の人員や施設の状況により、ご要望をお受けできかねる場合があります。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	面会時のペットの持ち込みは、ゲージ等に入れた上で居室内で対面する場合は可能です。なおペットの飼育は衛生管理の問題からお断りしております。

食事の欠食について	食事が不必要的場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合で、一日単位で不必要とされた時に「食事に係る自己負担額」は免除されます。
連絡先の変更	ご家族の住所や電話番号の変更があった時は、速やかに事務所へご連絡ください。
差し入れ等について	面会されるとき、あるいは外出・外泊から帰られたときに、食べ物を持ち込まれる事は、入居者の食べ過ぎや、病気によっては状態の悪化の原因になることもあります。また食中毒発生の危険性もありますので、必ず職員へお渡しいただくようお願い致します。(場合によってはお預かりする事、お断りすることもありますので、ご了承ください。)
居室の移動	当施設では、入居者の心身の状況等により、居室の移動を行う場合があります。その場合ご家族へご相談させていただき、双方合意の上での移動を原則としますが、緊急時には事後報告となる場合もありますことをご了承ください。
貴重品および現金の持ち込み禁止	当施設では、原則、居室への貴重品および現金の持ち込みはお断りしております。ただし、公衆電話、自動販売機利用等ご要望がある場合、「1,000円」を上限として持込を認めます。＊万が一貴重品や現金を紛失または破損されましても責任は負いかねますのでご了承ください。
携帯電話の持ち込み禁止	当施設では原則、携帯電話の持ち込みはお断りしております。
危険物の持ち込み禁止	当施設は、原則、居室への危険物の持ち込みをお断りしております。危険物について下記を想定しておりますが、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。 (ア) 刃物（ハサミ・カッター・ナイフ・カミソリ等） (イ) 発火の恐れや火傷のリスクがある物（着火器具・電気毛布・湯たんぽ・暖房器具等） (ウ) 怪我のリスクがある物（耳かき、綿棒・爪切り等） (エ) その他施設が危険と判断した物 一般的に安全な使用が確認できるものであっても、入居者様の心身の状況等により、施設でお預かりする事や、ご家族に返却する場合がありますので、ご了承ください。
	<p>【プライバシーの保護】 この契約に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室に立ち入り必要な措置をとができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。</p> <p>【転倒・転落事故について】 当施設では、一日の生活パターンに伴い、活動される時間帯を極力重視して見守りと介護サービスの提供に努めてまいりますが、入居者様の心身の状況等により、すべての転倒・転落事故を介護の力で防ぐことは困難な状況にあります。 高齢の方は骨が脆くなり、ご自身でベッドから移動する際に転倒された</p>

	<p>り、車イスからずり落ち転落されたり、立った姿勢から勢いよく座った場合に骨折する場合もあります。</p> <p>上記のような場合の骨折に関しては、当施設の過失とは認めづらく、賠償いたしかねますので、ご了承ください。</p> <p>※上記は転倒・転落事故の例示であり、これらに限られるものではありません。</p> <p>【身元引受人等の条件、義務等】</p> <p>契約者は、本契約に関わる契約者の債務に関する「連帯保証人兼身元引受人」として最低2名を定めて本契約に参加させるものとします。また連帯保証人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務について契約者と連帯して履行の責を負うとともにに入居者の身柄の引き受け、また、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを負うものとします。</p> <p>【連帯保証極度額：上限額の定め】</p> <p>身元引受人（連帯保証人）は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。但し、極度額は百四十万円とします。</p>
--	---

1 6 . 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- (2) 職員は施設長に報告し、指示を受けて対処します。
- (3) 入居者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (4) 重大な事故の場合、保険者（名古屋市）に連絡をし、事故報告書を提出します。

1 7 . 嘴託医の往診時における受診病院について

嘱託医の診断により、原則は協力病院（名古屋掖済会病院）に受診（入院）となります。協力病院の受入状況や症状等により、他の医療機関への受診（入院）となる場合があります。その場合入居者及びご家族が指定する医療機関のご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。尚、往診時以外で症状等により嘱託医の指示のもと、救急搬送する場合もあります。

1 8 . 身体拘束廃止について

介護保険指定基準において禁止の対象となっている具体的な行為は以下です。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束带や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

当施設では、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず実施する場合は拘束の必要性、方法、期間をご説明し、別に定める「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」への署名をご依頼しています。

また、毎月1回開催している「身体拘束廃止委員会」にて身体拘束を解除するための介護方法等について検討を行っています。

1.9. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施	<input type="checkbox"/> あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果開示	1.あり 2.なし
	■なし		

改定日：2025年7月1日

重要事項説明書

ショートステイ 希望の郷

当施設は介護保険の指定を受けております

【愛知県指定 第 2371100880 号】

当施設は、利用者に対して、介護予防短期入所生活介護サービス、短期入所生活介護サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを以下のとおり説明します。

3 , 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人貴徳会		
法人の所在地	(〒490-1145) 愛知県海部郡大治町大字中島字中田103		
電話番号	052-445-7300	FAX番号	052-414-7565
代表者氏名	理事長 青本 道春		
設立年月日	平成16年2月6日		

4 , 利用施設

施設事業別	指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(事業所番号 2371100880) *当事業所は特別養護老人ホーム希望の郷に併設されています。		
指定年月日	平成18年4月1日		
施設の名称	特別養護老人ホーム 希望の郷		
施設の住所	(〒455-0863) 名古屋市港区新茶屋二丁目1501		
施設長名	柳田 康宏		
電話番号	052-304-1001	FAX番号	052-304-1255

4 , 施設の概要

敷地	本館 : 2,837 m ²		
建物	構造	鉄筋コンクリート 地上4階建て	
	延べ面積	5,670.79 m ²	
定員	17名 (併設特別養護老人ホーム希望の郷 定員100名)		

(主な設備)

設備の種類	数	面積
居室	17室	13.2 m ² 以上 (1室あたり)
共同生活室	2ヶ所	225.93 m ²
一般・機械浴室	7ヶ所	232.78 m ²
医務室・看護室	1室	46.56 m ²
共用トイレ	6ヶ所	21.34 m ²
娯楽室	4室	103.64 m ²
その他	地域交流スペース・喫茶コーナー・理美容室・厨房・自動販売機・エレベーター2基	

4 , ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事の事業者指定		定員
	指定年月日	指定番号	
施設 指定介護老人福祉施設	平成17年4月1日	2371100872	100人

6 , 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、短期入所生活介護サービスを利用する要支援・要介護者に対し、短期入所生活介護計画に基づき利用者の能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理等の援助を目的とします。
施設運営の方針	<p>5. 利用者の個々の生き方や人間性を尊重し、家庭的雰囲気であたたかみのある施設の運営に努めます。</p> <p>6. 利用者の方に健全で安らかな生活を送れるよう、真心を込めた丁寧なサービスの提供に努めます。</p> <p>7. 利用者だけでなく、ご家族にも、健康の維持、心のゆとりを持って頂けるよう、職員一体となってよりよい環境づくりに努めます。</p> <p>8. 地域や関連機関ともよく連携をとり、地域福祉の向上に努めます。</p>

6 , 職員の配置状況

職種	員数	区分				保有資格・その他	兼務先※・その他		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
施設長	1		1			社会福祉施設の長の資格	本体施設・併設施設		
生活相談員	2	1	1			社会福祉主事・介護福祉士	併設施設		
介護職員	43	38		5		介護福祉士・初任者研修	本体施設の職員が従事		
看護職員	7		4	3		看護師・准看護師	本体施設の職員が従事		
機能訓練指導員	1		1			看護師	本体施設の職員が従事		
介護支援専門員	3	2	1			介護支援専門員	本体施設の職員が従事		
医師	1				1	内科医			
管理栄養士	1	1				管理栄養士	本体施設の職員が従事		
事務員	3	2					本体施設の職員が従事		

※本体：希望の郷

7 , 職員の勤務体制

職種	勤務時間帯
施設長・生活相談員・機能訓練指導員 介護支援専門員・管理栄養士・事務員	8 : 30 ~ 17 : 30
看護職員	8 : 30 ~ 17 : 30 *夜間については、交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

8 , 介護職員の勤務体制

早番	7 : 00 ~ 16 : 00
日勤 1	8 : 30 ~ 17 : 30
日勤 2	9 : 45 ~ 18 : 45
遅番	12 : 00 ~ 21 : 00
夜勤	16 : 00 ~ 翌10 : 00

9. 施設のサービス内容

(1) 利用料については別紙「利用料金表」を参照ください。

(2) 介護保険給付サービス

種類	内容
介護	介護サービスの提供に当たっては、入居者的人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービス目標等を念頭において行うことを基本とし、自立している機能の低下が生じないようするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術を持ってサービス提供、又は支援を行います。 通常の1日の流れに沿って、離床、着替え、整容など入居者の心身の状況に応じた日常生活上の援助を適切に行います。
栄養管理	入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を適切に行います。
食事	栄養並びに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。また、可能な限り離床して共同生活室で食事を摂ることを支援します。 食事時間の目安 朝食 7：15 昼食 12：00 おやつ 15：00 夕食 18：00
排せつ	入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施します。入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排せつ状況をふまえた適切なタイミングでおむつ交換を実施します。
入浴・清しき	1週間に2回以上、入居者の心身の状況や自立支援を踏まえて適切な方法により実施します。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することが可能です。 入浴の際は事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は清しきを実施するなどして入居者の清潔保持に努めます。
相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者・ご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	入居者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、教養娯楽設備を備えるとともに、リハビリに繋がるレクリエーションを行います。 お祭りやクリスマスなどの年中行事や誕生会、お花見・紅葉狩りといった外出イベントなど、多種多様なプログラムが企画されます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。
健康管理	入居者の健康の状況に注意し、健康管理に努めます。医師及び看護職員により、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。また、各職種が連携して感染症や食中毒の予防に努めます。 入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。※入院時、職員の付添は、入院が決まり次第病室に入室するまでとなります。ご家族の到着前に施設へ戻る場合がありますので、ご理解ください。

その他の自立への支援	日常生活における家事を、心身の状況に応じて各人の役割を持って行うよう支援致します。
------------	---

(3) 介護サービス加算

制度、職員の体制、施設で対応するサービス等に応じて加算される費用です。当施設では必要に応じて下記の加算が生じる場合があります。

項目	概要	1割負担の場合の自己負担額目安
緊急短期入所受入加算 (介護予防を除く)	居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として算定となります。	90円/日
送迎加算	利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合算定となります。	184円/日 (片道につき)
処遇改善加算	介護業務に従事する職員の賃金改善や職場環境整備のための介護報酬制度。	介護サービス費用に厚生労働省が定める所定の割合を乗じた金額の加算となります。
夜勤職員配置加算 (介護予防を除く)	夜間の介護職員配置を強化し、利用者の安全とケアの質を高める取り組みを行います。	18円/日
看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置しています。	4円/日
サービス提供体制強化加算	介護及び看護職員の総数のうち75%以上が常勤職員の場合に算定となります。	6円/日
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に当該評価の結果を情報提供します。	50円/回
個別機能訓練加算	入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練（歩行練習/筋肉、関節拘縮予防マッサージなど）の計画策定・実施・定期的な見直しを行います。	20円/月
看取り連携体制加算	医師により回復の見込みがないと診断された入居者様に、ご家族の同意のもと、看護師や介護職員などの多職種が連携をとって施設で看取り介護を行います。死亡日及び死亡日以前30日について、7日を限度として算定となります。	64円/日

生産性向上推進体制 加算	介護ロボットや ICT のテクノロジーを活用し入居者の安全、介護サービスの質の向上に取り組みます。	100円/月
認知症専門ケア推進 加算	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等のための認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返りや計画の見直しを行います。	150円/月

(4) 介護保険給付サービスの利用料

種類	利用料
法定代理受領	介護報酬として告示された短期入所生活介護サービス費の 1 割か 2 割か 3 割 負担割合は「介護保険負担割合証」に記載の負担割合となります。
法定代理受領以外	介護報酬として告示された短期入所生活介護サービス費の 10 割

- * オムツ代金は介護保険給付の対象となりますので、費用はかかりません。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

(5) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
滞在費	○滞在費の変更 下記の場合居住費の変更を行う。 水道光熱費について年間の実績額と見込み額が 1 割以上 違う場合 建設時に想定しなかった事情により新たな費用が発生し た場合	1 日につき 2, 105 円
食事費		1 日につき 1, 445 円
実施地域を超えて行 う送迎費用	通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用。 (通常の範囲とは、名古屋市港区、中川区、中村区、熱田区、 南区、蟹江町、弥富市、大治町、七宝をいう)	1 回あたり 1, 000 円

居住費及び食費の利用料は本人の所得や世帯の課税状況等によって「利用者負担段階」が設けられており、上記は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている利用者負担段階が第 4 段階の場合の金額です。負担限度額認定を受けている場合は「介護保険負担限度額認定証」に記載の負担額となります。

(6) 日常生活上必要となる諸費用、その他料金

種類	内容	料金
電気機器持込代	テレビ等の電気を使用する機器の持ち込みがある場合	35 円/日
レンタル利用料	テレビ貸出（レンタル）料	50 円/日 (電気使用量 35 円 /日を含む)
	衣類の貸出（レンタル）料 部屋着・パジャマの上下セットを貸出します。	50 円/日

	<p>衣類の配布は、入浴の際の定期交換が基本となります。但し、ご利用者様の状態によって変更となる場合がございます。</p> <p>テレビおよび衣類のレンタル利用料は、利用開始日から終了日までの全日分を、他のサービス利用料と併せてご請求申し上げます。</p> <p>レンタル品を事業者もしくはサービス従事者の指示・説明に反して使用したために故障・破損が発生した場合の修理費用は、契約者側が負担するものとします。</p>	
理髪・美容	希望者には、理美容師による出張サービスがありますのでご利用いただけます。散髪（カット）、顔そり、毛染め等	カットのみの場合 1,700円～
買物代行 (移動販売)	購入依頼のあった品物	実費
特別な食事	通常提供される食事以外の物を希望される場合	実費
その他	喫茶代、クラブ活動、レクリエーション費用、行事材料費等	実費

（7）入居契約書22条に定める所定の料金

契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、1日あたり介護保険給付サービスの10割負担分+居住費となります。

（8）利用料金の支払い方法（契約書第6条参照）

サービス利用料金は1ヶ月毎にまとめて請求しますので、次の方法によりお支払ください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	当月1日から末日までの合計額を、翌月28日にご指定の口座より、自動引き落としによるお支払いとなります。

なお、月の半ばからのご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合は、契約者または身元保証人が施設に現金持参または大垣共立銀行 東中島支店へ口座振込による支払いを行うものとします。

10. 苦情等の申立先

施設利用 相談窓口	苦情受付担当者	生活相談員 坂元真紀
	苦情解決責任者	施設長 柳田康宏
	ご利用時間	9:00～17:00
	ご利用方法	電話・面接・ご意見箱
	電話	052-304-1001
	ご意見箱	当施設1階に設置
	匿名を希望される方は、事務所受付の「ご意見箱」に投入いただくか、上記担当者あて封書等でお寄せください。	

第三者委員	第三者委員 法人評議員 北村和仁 住所 名古屋市名東区藤森一丁目 201 番地 電話 052-446-6464
行政機関その他 苦情受付機関	名古屋市介護保険課 所在地 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 DP スクエア 東桜 8 階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室」 電話 052-972-2592 受付時間 8:45 ~ 17:15 国民健康保険団体連合会 所在地 名古屋市東区泉一丁目 6-5 電話 052-971-4165 受付時間 9:00 ~ 17:00

12. 嘴託医

(嘴託医)

医療機関の名称	在宅医療ロータス
院長名	渡辺 充
所在地	丹羽郡大口町中小口二丁目 238 番地
電話番号	0587-95-5111
診療科	内科

12. 協力医療機関

医療機関の名称	一般社団法人 日本海員掖済会 名古屋掖済会病院		
院長名	北川 喜己		
所在地	名古屋市中川区松年町 4-66		
電話番号	052-652-7711		
診療科	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・神経内科・血液内科・緩和ケア内科・糖尿病内分泌内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・肛門外科・心臓血管外科・脳神経外科・乳腺外科・整形外科・形成外科・精神科・リウマチ科・小児科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・病診連携科・救急科・麻酔科・歯科・歯科口腔外科		
入院設備	有	救急指定	有

(歯科)

医療機関の名称	医療法人白馬会 ルピナス歯科栄		
院長名	玉田 洋平		
所在地	名古屋市中区栄 3-27-11 LOCO 栄 8 階		
電話番号	052-228-0096		

(機能訓練 / 鍼灸・マッサージ)

医療機関の名称	株式会社 NBA		
院長名	猪原大輝		

所在地	名古屋市東区東桜 1-10-29 パークサイドビル栄 4A
電話番号	090-7313-6130

1 3 , サービスを終了する場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事項がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ⑩ 入居者が死亡した場合
- ⑪ 要介護認定により、入居者の心身の状態が自立と判断された場合
- ⑫ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑬ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑭ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑮ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は下記(1)をご参照ください。）
- ⑯ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は下記(2)をご参照ください。）

（1） 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期限であっても、契約者からの当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所の希望する日の7日前までに解約申し出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ⑧ 介護保険給付対象外サービスの変更に同意できない場合
- ⑨ 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ⑩ 契約者が入院された場合
- ⑪ 事業者もしくはサービス提供者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑫ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑬ 事業者もしくはサービス提供者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑭ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

（2） 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退所していただきます。

- ⑦ 契約者が、契約締結時にその心身及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行いその結果本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合
- ⑧ 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、以後1ヶ月の催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ⑨ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し難い事情を発生させた場合
- ⑩ 認知症状や精神疾患に伴った症状で他の入居者や従業員に暴力をふるう、または夜間の奇声、器物破損などの迷惑行為が通常の介護方法では収まらず、施設側が対応困難と判断した場合
- ⑪ 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合

【禁止行為】

入居者やその家族（以下お客様という）からの暴力・暴言、悪質なクレームなどの迷惑行為（以下ハラスメントという）。ハラスメントの結果が重大であって、お客様との合理的及び理性的な話し合いの結果再発の可能性がある場合、30日間の契約解除予告期間を持ち、契約解除となります。ハラスメントについて下記を想定しておりますが、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

(ア)身体的暴力（ものを投げる、叩く、蹴る、つねる、唾を吐く等身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(イ)精神的暴力（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為）

(ウ)セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、胸やお尻・陰部を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、その他職員が嫌がる性的な行為をする等）

(エ)その他の行為

- ・職員個人に対する誹謗中傷（インターネット、SNS上でのものを含む）

- ・職員個人に対する威迫、脅迫

- ・職員個人の人格を否定する発言

- ・職員個人を侮辱する発言

ハラスメントの性質が反社会的勢力による不当又は不法な圧力である場合は、断固たる対応を行うものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携を図り対応します。

（3）円滑な退所の為の援助

契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な援助を行います。

入院治療が必要な場合や事業者が入居者への便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院や後任事業者を紹介する等の援助を行います。

1.4、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム希望の郷消防防災計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	本体施設の津波避難ビル協定と連動し非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム希望の郷消防防災計画」のと通り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	設置	設備名称	設置
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	非常階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知器	有
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。				
消防計画等	消防署への届出日：実施日随時 防火管理者：溝口 雄作			

1.5. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に前日までの電話予約をお願い致します。(入浴やその他ケアの時間調整が必要となる場合があるため) 予約受付時間は下記となります。※看取り期の利用者様は、面会受付時間の制限はありません AM：10：00～11：30 PM：13：30～16：00 面会は1組あたり4名様まで、30分以内にてお願い致します。 面会証（ネックストラップ）をお渡ししますので、着用をお願い致します。
外出・外泊	食事中止や内服薬の準備がありますので、希望日の1週間前までに所定の届出用紙を事務所窓口にご提出ください。入居者の心身の状況・地域や施設内での感染症の発生状況等によってはご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。
嘱託医からの指示のない医療機関への受診	嘱託医からの指示のない医療機関への通院は、原則的にご家族対応となります。また、嘱託医からの指示のない医療機関への送迎を当施設にご依頼いただく場合、交通費として片道1,000円（施設から10km未満の場合）を申し受けます。施設の人員や施設の状況により、ご要望をお受けできかねる場合があります。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙はお断りいたします。 ※飲酒については、健康状態を判断し対応させていただきます。但し、自宅からの持ち込みのみとさせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	面会時のペットの持ち込みは、ゲージ等に入れた上で居室内で対面する場合は可能です。なおペットの飼育は衛生管理の問題からお断りしております。
食事の欠食について	食事が不必要的場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には「食事に係る自己負担額」は免除されます。
薬の管理	常時使用する薬は食事毎に小分けして、朝・昼・夕の別と氏名を記入してご持参ください。薬については、全て施設で管理いたします。ご本人が管理される場合は、事前にお申し出ください。ショートステイの場合、環境が変わることにより、発熱、便秘になりやすくなりますので、解熱剤、下剤をご持参ください。
連絡先の変更	ご家族の住所や電話番号の変更があった時は、速やかに事務所へご連絡ください。
差し入れ等について	面会されるとき、あるいは外出・外泊から帰られたときに、食べ物を持ち込まれる事は、入居者の食べ過ぎや、病気によっては状態の悪化の原因になることもあります。また食中毒発生の危険性もありますので、必ず職員へお渡

	しいただくようお願い致します。(場合によってはお預かりする事、お断りすることもありますので、ご了承ください。)
居室の移動	当施設では、入居者の心身の状況等により、居室の移動を行う場合があります。その場合ご家族へご相談させていただき、双方合意の上での移動を原則としますが、緊急時には事後報告となる場合もありますことをご了承ください。
持ち込む荷物について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 持ち込む荷物全てに名前の記入をお願い致します。施設には多くのご利用者様がおり、名前が記載されていないと、他の利用者様の物と間違われたり、戻ってこなかつたりする可能性が高くなります。 2. ご利用日数に見合った量の持ち込みをお願い致します。収納スペースに収まりきらない場合、お持ち帰りいただく場合があります。 3. ご利用中の忘れ物があった場合、退所から1週間以内にご連絡の上、お受取りにお越しください。 4. 所有者不明の荷物や、退所後にご家族と連絡がとれない場合、一定期間経過後に廃棄する場合がありますのでご了承ください。
衣類について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洗濯機・乾燥機にかけますのでウールなど縮みやすいものはご遠慮ください。 2. 衣類に記入する名前は、油性マジックで見える場所にしっかり記入してください。 ※ アイロン使用のワッペン式はとれますのでご遠慮ください。 ※ 施設側で名前を記入する場合がありますのでご了承ください。 3. ご本人が脱ぎ着しやすい衣類（前開きで伸びやすい素材）を持参ください。 4. 衣類の破損（伸縮・脱色・色移り等）についての責任は負いかねますのでご了承ください。
貴重品および現金の持ち込み禁止	当施設では、原則、居室への貴重品および現金の持ち込みはお断りしております。ただし、公衆電話、自動販売機利用等ご要望がある場合、「1,000円」を上限として持込を認めます。 ＊万が一貴重品や現金を紛失または破損されましても責任は負いかねますのでご了承ください。
携帯電話の持ち込み禁止	当施設では原則、携帯電話の持ち込みはお断りしております。
危険物の持ち込み禁止	当施設は、原則、居室への危険物の持ち込みをお断りしております。危険物について下記を想定しておりますが、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。 (オ) 刃物（ハサミ・カッター・ナイフ・カミソリ等） (カ) 発火の恐れや火傷のリスクがある物（着火器具・電気毛布・湯たんぽ・暖房器具等） (キ) 怪我のリスクがある物（耳かき、綿棒・爪切り等） (ク) その他施設が危険と判断した物 一般的に安全な使用が確認できるものであっても、入居者様の心身の状況等により、施設でお預かりする事や、ご家族に返却する場合がありますので、ご了承ください。

【プライバシーの保護】

この契約に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

【転倒・転落事故について】

当施設では、一日の生活パターンに伴い、活動される時間帯を極力重視して見守りと介護サービスの提供に努めてまいりますが、入居者様の心身の状況等により、すべての転倒・転落事故を介護の力で防ぐことは困難な状況にあります。

高齢の方は骨が脆くなり、ご自身でベッドから移動する際に転倒されたり、車イスからずり落ち転落されたり、立った姿勢から勢いよく座った場合に骨折する場合もあります。

上記のような場合の骨折に関しては、当施設の過失とは認めづらく、賠償いたしかねますので、ご了承ください。

※上記は転倒・転落事故の例示であり、これらに限られるものではありません。

【身元引受人等の条件、義務等】

契約者は、本契約に関わる契約者の債務に関する「連帯保証人兼身元引受人」として最低2名を定めて本契約に参加させるものとします。また連帯保証人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務について契約者と連帯して履行の責を負うとともにに入居者の身柄の引き受け、また、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを負うものとします。

【連帯保証極度額：上限額の定め】

身元引受人（連帯保証人）は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、契約者と連帯してその履行の責任を負います。但し、極度額は百四十万円とします。

1 6 . 事故発生時の対応について

- (5) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- (6) 職員は施設長に報告し、指示を受けて対処します。
- (7) 入居者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (8) 重大な事故の場合、保険者（名古屋市）に連絡をし、事故報告書を提出します。

1 7 . 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 8 . 身体拘束廃止について

介護保険指定基準において禁止の対象となっている具体的な行為は以下です。

- ⑫ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑬ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑭ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ⑮ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑯ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑰ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑱ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑲ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑳ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ㉑ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ㉒ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

当施設では、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず実施する場合は拘束の必要性、方法、期間をご説明し、別に定める「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」への署名をご依頼しています。

また、毎月1回開催している「身体拘束廃止委員会」にて身体拘束を解除するための介護方法等について検討を行っています。

1.9. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施	<input type="checkbox"/> あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果開示	1.あり 2.なし
	<input checked="" type="checkbox"/> なし		

看取り介護に関する指針

社会福祉法人貴徳会

1. 趣旨

『生きる』ということは、言い換えれば『死に向かって歩む』とも言えます。死を自然の摂理と捉え、目を背けることなく勇気を持って受け入れることで『生きる』ことが出来ます。すべての入居者の『生きる』を尊重し、その方の望む終末を知り、ご家族と共にその方を支える介護を目指します。また、終末であっても、その方にとって充実した潤いのある生活を支援いたします。

2. 看取り介護の考え方

施設に入居される入居者の方は高齢であるので、いつかは来る死に対して、元気な時期から自らの終末を考え、ご家族と相談し、納得した終末を迎えるよう支援します。また、その終末を選択する中で、自宅や病院以外の第三の選択肢として、当施設が選択できるよう努めます。

3. 看取り介護の視点

終末期については、その方やご家族、ご親族及び施設職員等、関係するすべての人に個々の価値観があり、その思いが錯綜することも当然の状態として考えられます。その中で、その方が生活した施設は人生の晩年を過ごされた場所であり、そこにはたくさんの親しい人々がおられます。第三の選択肢としての施設看取り介護は、長年過ごされた場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えることであると言えます。施設は、終末期を支える介護サービス提供事業者として、入居者及びご家族に対し、以下の確認を事前に行い理解を得ます。

- (1) 施設における医療体制の理解及び同意を得ます。
- (2) 終末を迎える選択肢について説明を行い、ご本人の意向を聞けない場合はご家族にその思いについての確認と同意を得ます。

【終末に対する選択肢について】

身体の不調に伴い必要に応じて専門病院への受診を行います。その上で、回復の見込みがない状況と考えられる場合には、どのように対応するかが終末の選択となります。※突然死（脳卒中や心筋梗塞、嘔吐による逆流性窒息等）が高齢者にはみられ、予見できない急死もあります。衰弱期には下記の選択肢が考えられます。

- (ア) 病院への入院、または24時間医療的ケア対応できる施設を希望する。
 - (イ) 自宅へ戻り、最期を迎えたい。
 - (ウ) 苦痛緩和を中心とした配置医師で対応可能な範囲の医療と看取り介護で、施設での最期を迎えたい。
- (3) 病状の変化等に伴う対応については、介護職員が『緊急時の対応マニュアル』に基づき看護職員に連絡し緊急対応を行います。
 - (4) ご家族との24時間連絡体制を確保しています。

4. 看取り介護について

当施設にて人生の最期を迎えることを希望される方が対象となります。医師による診断がなされた時（医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師が診断した時）を看取り介護の開始とします。看取り介護の開始の際は、事前に施設職員よりご連絡申し上げます。尚、入居の際は別紙『延命・看取り介護についての事前確認書』にて現在のご意向をお書き添えください。

5. 当施設における看取り介護の指針

- (1) 看取り介護とは、医学的処置をしても治癒の見込みがない方に対する、生命の終焉における包括的なケアのことです。
- (2) 施設の基本理念である「人間尊重」の理念に基づき、「入居者の個々の生き方や人間性を

尊重し、家庭的雰囲気であたたかみのある生活を送る」は、看取り介護においても同様です。

- (3) 入居者が最後まで人間らしく尊厳を保ち、安らかな死を迎えられるように、当施設では「看取り介護に関する指針」に基づき、職員一同誠意をもって努めさせていただきます。
- (4) ご家族のご理解及びご協力、職員一同のケアが一体となり、看取り介護を援助させていただきます。
- (5) 病状に変化がある場合は、その都度ご本人(ご家族)の意思を確認させていただき、その意思に基づいて看取り介護を行わせていただきます。
- (6) 看取り介護をご希望されながらも、主治医の状況により施設での死亡診断が不可能な場合があります。この場合は、医療機関への救急搬送にて対応させていただきます。また、病状により耐えられない苦痛を伴う場合も同様です。

6. 当施設における看取り介護の目的

看取り介護の目的は、ご本人が最期まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで生きることができるように支援することです。たとえ回復することが期待できない状況でも、残された時間、今日一日を、身体的にも精神的にも、ご本人にふさわしく送れるように支援することです。また、ご家族の気持ちを理解し、支え、悲しみや苦しみを分かち合うための支援をいたします。

7. 当施設における医療体制について

介護老人福祉施設は医療施設ではありません。病院のような病気の治療や回復または療養を目的とした施設ではなく、「高齢者の生活」を支えるための社会福祉施設です。特別養護老人ホームにおける医師や看護職員の主たる役割は、入居者の健康管理であり、病院のように治療を主としていないことから、常勤の医師や夜勤ができる看護職員などの体制は制度的に求められていません。提携する医療機関との協力体制はありますが、病院の病棟のように専門的で迅速な対応が難しい場合がありますので、ご理解ください。

8. 医師・看護体制

- (1) 看取り介護実施に当たり、当施設は配置医師、看護職員との24時間連絡体制を確保し、必要に応じて随時対応します。
- (2) 看護職員は医師の指示を受け、看護責任者のもとで入居者の疼痛緩和など安らかな状態を保つように状態把握に努め、入居者の心身の状況を受け止めるようにします。また、日々の状況などについて随時、家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応します。
- (3) 医師による看取り介護の意見を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り介護計画書を作成し、実施するものとします。

9. 多職種協働による看取り介護に関する計画書作成

看取り介護においては、そのケアに携わる施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、管理栄養士、介護職員などが協働して看取り介護に関する計画書を作成し、入居者の状態またはご家族の求めに応じて隨時にご家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、必要に応じて計画内容を見直し、変更します。

10. 看取り介護実施における職種毎の役割

- (1) 管理者（施設長）

- 看取り介護の総括管理
 - 看取り介護に生じる諸課題の総括責任
- (2) 医師(嘱託医)
- 看取り介護期の診断
 - 家族への説明(インフォームド・コンセント)
 - 緊急時、夜間帯の対応と指示
 - 各協力病院との連絡、調整
 - 定期的なカンファレンス(会議)への参加
 - 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載
- (3) 生活相談員
- 繼続的な家族支援(連絡、説明、相談、調整)
 - 看取り介護にあたり多職種協同のチームケアの連携強化
 - 定期的なカンファレンス(会議)への参加
 - 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
 - 死後のケアとしてのご家族支援と身辺整理支援
- (4) 介護支援専門員(ケアマネジャー)
- 介護サービス計画書の作成(変更、追加)
 - 定期的なカンファレンス(会議)への参加
- (5) 看護職員
- 医師または協力病院との連携強化
 - 看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの確立
 - 看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能
 - 看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応を行う
 - 疼痛緩和
 - 急変時マニュアルの作成とオンコールへの対応
 - 隨時の家族への説明と、その不安への対応
 - 定期的なカンファレンス(会議)の開催と参加
- (6) 管理栄養士
- 利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
 - 食事・水分摂取量の把握
 - 定期的なカンファレンス(会議)への参加
 - 必要に応じて家族への食事提供
- (7) 介護職員
- きめ細やかな食事、排せつ、清潔保持等の介護サービスの提供
 - 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
 - コミュニケーションを十分にとる
 - きめ細やかな経過観察(排せつ、食事・水分摂取量、バイタルサイン等のチェック)とケア記録の実施
 - 定期的なカンファレンス(会議)への参加
 - 可能な範囲でのエンゼルケア(ご遺体をきれいにし、身なりを整えます。)の実施
- (8) 事務職員
- ご家族との連絡窓口

1.1. 看取り介護における記録の整備

- (1) 看取り介護についての同意書
- (2) 医師の意見書
- (3) 看取り介護計画書の作成（変更、追加）
- (4) 経過観察記録
- (5) ケアカンファレンスの記録
- (6) 臨終時の記録

1.2. 看取り介護の実施内容

- (1) 環境整備
 - ご家族が気兼ねなく付き添い、入居者本人と最期の時間を過ごせるように、室温調整や採光、換気、清掃等の環境整備に努めます。
 - 尊厳ある安らかな最期を迎えるための施設環境整備の確保を図ります。
- (2) 栄養と水分

看取り介護にあたっては、多職種と協力し、入居者の食事・水分摂取量、浮腫、排尿便等の確認を行うとともに、身体状況に応じた食事の提供や好みの食事の提供に努めます。
- (3) 清潔

入居者の身体状況に応じ、可能な限り入浴や清しきを行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。その他、入居者本人、ご家族の希望に添うように努めます。
- (4) 苦痛の緩和
 - 身体面

入居者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行います。
 - 精神面

身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、身体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声かけによるコミュニケーションの対応に努めます。
- (5) ご家族
 - 変化していく身体状況や介護内容については、定期的に医師または看護職員から説明を行い、入居者本人、ご家族の意向に沿った適切な対応を行います。
 - 繙続的にご家族の精神的援助（現状説明、相談、こまめな連絡等）あるいは本人、ご家族から求められた場合における宗教的な関わりと援助を行い、カンファレンス毎に適時の状況説明を通して、入居者本人、ご家族の意向を確認します。
 - 死後のケアとしてのご家族支援と身辺整理支援を行います。

1.3. 看取りに関する職員教育

特別養護老人ホームにおける看取り介護の目的を明確にし、以下のような職員研修を実施し死生観教育と理解の確立を図るものとします。

- (1) 看取り介護の理念
- (2) 死生観教育、死へのアプローチ
- (3) 看取り期に起こりうる機能的、精神的変化への対応
- (4) 夜間・急変時の対応
- (5) 看取り介護実施にあたりチームケアの充実
- (6) 家族への援助法

(7) 看取り介護についての検討会

1.4. 医療機関や在宅への搬送の場合

(1) 医療機関への連絡

ご家族の同意を得て、医療機関にこれまでの経過を充分説明し、経過観察記録等の必要書類を連携します。

(2) 必要に応じて入居者やご家族への支援を行います。

(3) 医師や医療機関との連携

日頃から医師や医療機関との協力に努めます。入居前のかかりつけの医師や医療機関等については、事前に入居者やご家族に確認して、必要な連携を図ります。